

令和8年度（2026年度） 熊本県立盲学校高等部 専攻科（理療科・保健理療科） 入学者募集要項

1 出願資格

入学を志願することができる者は、原則として、学校教育法施行令第22条の3に示す視覚障がいのある者で、高等学校若しくはこれに準ずる学校を令和8年（2026年）3月に卒業見込みの者（卒業した者）、又は学校教育法施行規則第150条の各号のいずれかに該当し、以下の条件を満たしている者とする。

- ①保護者・本人ともに本県に住所を有する者（入学志願者が成人の場合は、保護者の住所は問わない）
- ②盲学校（以下、本校）の「出願に係る個別の教育相談」を本年度に受けている者
- ③資格を取得して職業的・経済的自立を目指す者

※1 学校教育法施行令第22条の3に示す視覚障がいとは、以下のものをいう。

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

※2 健康上の理由等の特別な事情により、本人等が来校して「出願に係る個別の教育相談」を受けることが困難な場合は、本校に相談すること。

2 募集定員

理療科	8人
保健理療科	8人

3 通学区域

通学区域は、熊本県立特別支援学校の通学区域に関する規則に定めるところにより、熊本県下全域とする。

4 入学者選抜の方法

- (1) 入学者の選抜は、出願者の出身学校の校長から提出された調査書等の書類及び選抜のための検査等の結果を資料として、本校高等部専攻科（理療科・保健理療科）の教育に対する適性について判定し、本校校長が行う。
- (2) 入学願、調査書、眼科診断書等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

5 出願期間

出願期間は、令和8年（2026年）2月12日（木）から令和8年（2026年）2月17日（火）までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

なお、郵送による出願は認めない。出願書類は直接本校へ持参し提出すること（視機能及び検査用文字等の最終確認を行う）。

6 出願書類

（1）入学願（様式1）

（2）受検票（様式2）、写真票（様式3）

（3）専門医による眼科診断書（様式4：開封無効）

（4）医師の診断による健康診断書（様式5：開封無効）

（5）調査書（様式6：開封無効） ※在学又は出身高校の様式で可

ア 各出身学校の校長が出願前3ヵ月以内に作成し厳封したもの。

イ 高等学校卒業程度認定試験合格者、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者、外国において学校教育における12年の課程を修了した者等については、当該課程等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。

ウ 令和2年（2020年）3月以前に高等学校若しくは特別支援学校の高等部を卒業した者については、調査書の提出を要しないが、出身学校の卒業証明書を提出すること。

エ 調査書の各教科・科目の学習の記録欄について、在校生の場合は、第3学年の12月末までの評定を記入する。

オ 健康の状況について、特に配慮しなければならないことがある場合には、備考の欄に記入する。

カ 調査書の出欠の記録欄について、在校生の場合は、令和7年（2025年）12月末現在で記入する。

（6）眼科診断書ほか、本人の健康に関することで、より精密な検査が必要と認める場合には、公的医療機関の専門医による検査を求めることがある。

7 出願手続等

（1）出願書類は直接本校へ持参し提出すること（視機能及び検査用文字等の最終確認を行う）。

（2）入学者選抜手数料は無料とする。

（3）出願取消し（出願を取り消した後、どの特別支援学校へも出願しない場合をいう。）の場合は、令和8年（2026年）2月18日（水）午前9時から令和8年

(2026年)3月3日(火)午後4時までに、本人、保護者(出願者が成人のときは要しない)及び出身学校の校長(在学中の場合のみ)連署の上、文書で本校校長に届け出なければならない。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。

8 県外からの出願

(1) 県外から出願する者は、入学式当日まで確実に県内に転居することとし、居住する都道府県の教育委員会を経て、令和8年(2026年)1月13日(火)までに熊本県教育委員会に熊本県立特別支援学校高等部専攻科入学志願許可願(様式7)を提出し、許可を得なければならない。許可後、出願の手続をすること。

なお、県外から出願する者においても、本校の「出願に係る個別の教育相談」を受けることとするが、来校が困難な場合は、本校に相談すること。

(2) 保護者の転勤等やむを得ない事情によって、5に示す期間に出願できなかった場合には、特例として令和8年(2026年)2月24日(火)午前9時から令和8年(2026年)2月27日(金)午後4時まで受け付ける。

なお、この場合、速やかに(1)に記載する熊本県立特別支援学校高等部専攻科入学志願許可願及びやむを得ない事情のため5に示す期間内に出願できなかったことを証明する書類を、居住する都道府県の教育委員会を経て、熊本県教育委員会へ提出すること。

(3) 出願手続等は、6に示した必要書類のほかに、「県外からの県立特別支援学校高等部専攻科入学志願についての証明書」(様式8)を本校校長に提出すること。ただし、様式8に準じたものであれば各県等で定めたものを使用してもよい。

(4) 熊本県出身者で、現在県外在住者が出願する場合は、様式7及び様式8については不要とするが、出身学校の卒業証明書を提出すること。

9 検査

(1) 期日 令和8年(2026年)3月4日(水)

(2) 検査場 熊本県立盲学校

(3) 日程

集合時刻 午前9時30分(本校会議室)

検査項目	開始時刻	終了時刻	検査時間(分)
学力検査	10:00	10:50	活字受検者(50)
		11:00	点字・口頭受検者(60)

(4) 受検者の携帯品

受検者は、当日必ず受検票を持参すること。また、筆記のできる者は、筆記用具消しゴムを、点字使用者は点字盤又は点字タイプライター、必要であればそろばんを持参すること。ただし、分度器付き定規、分度器付きコンパス、分度器、下敷き電卓、計算機能・辞書機能・地図表示機能を持つ時計、移動通信機器（携帯電話等）、ウェアラブル端末（スマートウォッチ等）等、検査上公正を欠くものの検査を実施する教室への持ち込みは認めない。

(5) その他

出願の手続をした者が、検査当日に病気その他やむを得ない事情のため欠席し、その理由が出身学校の校長（在籍していない場合は本人）によって証明された者については、本校校長は、この検査等に代わる適切な措置を講じるものとする。

10 特別な配慮を要する受検者への配慮事項

(1) 配慮の内容

特別な配慮とは、在籍する学校等で日常的に障がいに応じて適切に実施されているもののうち、本校高等部専攻科が教育の対象としている視覚障がいに対して行う通常の配慮以外のものとする。

(2) 手続の方法等

ア 出身学校の校長は、障がい等により本校が実施する方法では受検をすることが困難と認められる者が出願する場合には、速やかに本校校長へ口頭及び文書で説明すること。

イ 本校校長は、出身学校の校長から連絡があった者のうち、あらかじめ定めた方法で受検することが困難と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとする。

11 海外帰国生徒等の取扱い

(1) 出身学校の校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で特別の配慮が必要と認められる者が志願する場合には、速やかに本校校長へ口頭及び文書で説明すること。

(2) 本校校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で特別の配慮が必要と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査時間の延長など、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとする。

1 2 合格者の発表

- (1) 発表の日は、令和8年（2026年）3月12日（木）午前11時以降に本校ホームページにおいて、受検番号で発表する。
- ※ 本校ホームページ URL <https://sh.higo.ed.jp/kumamo/>
- ※ 発表当日のインターネット回線状況によっては、アクセスに時間を要する場合がある。
- (2) 当日、本人、保護者等宛に選抜結果通知書（様式9）を通知する。電話による問い合わせは、控えること。



1 3 合格者説明会

- (1) 日 時 令和8年（2026年）3月19日（木）
午後2時～午後3時
- (2) 場 所 本校共同教室棟
- (3) 参加者 合格者（保護者等同伴）

1 4 その他

この要項に記載がないことがらについては、「令和8年度（2026年度）熊本県立特別支援学校入学者選抜要項」に準じて実施する。

問合せ先

熊本県立盲学校
教頭 廣野 勇介
〒862-0901 熊本市東区東町3-14-1
TEL 096-368-3147 FAX 096-368-3148